大和物語

八尾

ロ 12
2941
8

大和家礼之八目録

第一　家乃主人ハ毎日やうしまい

第二　初甘きもの苦のいまし免のり

第三　子并婦ハ舅姑ハ行せさるまい

第四　子并婦ハ父母乃命をうけふまい父母男姑ハ毎日勤めり

第五　子ハ父母ハ使ハ人をまるり

第六　父母男姑ハ寒暖ハ問くまい

第七　子乃婦ハ舅姑ハとてもぐ沐浴のまい

第八　男女内外乃差別のまい

第九　子乃そだてやうまい

第十

去水五味均平蔵

門口12
2941
8

第十一　男女たがひに毎日つとめたのまし
第十二　家内和睦なくば男女ともに生ずる
第十三　婦人は三従の道あるべし
第十四　女子の教あるべし
第十五　婦人は七去三従の去ざる所なるべ
第十六　あるとなきとにかかはらずとくすべし
第十七　常日の給仕
第十八　相見の礼の事
第十九　姻戚こくの事
第二十　名招こくの事
第二十一　年賀の事

第二十二　産の礼の事
第二十三　毒揮の礼の事
第二十四　道途の礼の事
第二十五　婚礼の礼の事
第二十六　書信の席の事
第二十七　献酬の礼の事
第二十八　労餞の礼の事
第二十九　弔の礼の事
第三十　献遺の礼の事

大和家礼八之巻

司馬温公家之儀式

第一 家乃主人心得乃事

一 凡一家乃主人たるものハ武士町人百姓ともに。法度儀式をよくしてこれをまもりて子弟ならびに家来乃ものにいたるまでそれぞれ乃職をあてがひ。又毎日の用事を云付て。其事の成就をかうがへいましめ。財宝ともむさとつかやほかさぬやうに年中乃入用を家の収納とはかりて入用乃分限をえらびてハ家乃身上をたもつべし。上下乃衣服飲食ともにそのへぶんによきことすべし

を取まきをとりふまをしたる物はつけてぬふ
なりくふたくひてそこ物とはしをぬをそこよはなる
えをとをぬをさをどり紙やをぬぬつけくひわまんや
うふしてをたらへくふ牧竇してあるひを
尖雛多雛わるひハらひけるふへ用のまま
とゆうあふべきをれ

第二　細かなるのいをぬ

一毛細かなるをは大まふまふふうしぬ物ごと
ふまんをふまふまふ家乃主人ふ六を
ちもうふちよりひらひをけをうけくな
すへきなり

第三　子并婦くふ物をせざるの

一ををへ乃子をもわるひハ婦をもの
り牧竇作物をたくひをふまわるべうぬ
あるひまを中五へふ初田畑高貴乃正賢
をもくを父母男姑よりし我へ用のわる附
まはこひうけうひ人ふ物をかり物
をもすべくふ也

第四　子并婦をもの父母男姑へ毎日勤のう

一ををへをの父母ようへ婦乃男姑よはをうる
我乃ゆをもをよはをてをもをわるひををもぞ
かりをををゆひ衣物をををてゆを

ゆめの時ゆゑ父母男姑乃寝るうりもくがら
まもなくさうとうぐひとゑ。父母男姑のあさと
まつてゐたるものをとまつてをるは絶
心なきことまつてをてそなたれくの用事は
と先くく婦一名合時よりてこのこの料理を
たべもうらくまつてせ父母男姑ちゝとりた
まつてゐた子婦ちうぞうてゑよりとり男女別
乃ゆゑよ居くく年乃長幼うちうぐひ居と宣
め。食物つゞけまもなくやうよちく幼おうちん
父別乃ゆゑ居くくそれを年の長幼う
ちうぐひ居と。女は右よ居ちゆ低ぐ食

ゐたもゆゑ。まもなくよりて父母男姑寝
んとちう時父母男姑乃寝屋へ乃舞。寝去
づまりくちりぞきつゝよ吸ちうゆゑ父
母男姑乃ちくふゆりてごらとうやくく
うゝ。仏事ふくまもいひつ事たまくれいもう
と会を入て作くゑ。ゑゝ物とつひけ入す
とちうゆを氣とゝ—ちげてちうとやちうに父母
男姑起居出入よつけく氣とつけ。ち様して。
父母男姑乃ちくふくおうひいつぐれとちく
くゆとちうまゆうひいやうゆ—ちくとりて人
とうぐまゆあうぐう父母男姑そちうゆまと

いつされでもおこたりなきやうにとあれバ孫ハやしなひを
まなぶべし

第五　父母の命をうくる事

一　とかく子たるものハ父母の命をうくる事にハ
ましく書つけて身をはなれず時々に見
てわすれやうにもこれをおこなひまもるべし又ある時ハ
何事とていひつけ給ふ事にハとかくなんじぎ
子細あるべからず何ごとにやいやながらも
しそこなはぬやうにこころをつけてすばやくつとめ
て父母のいひつけたまふ事を其まゝとりおこなひ
まけたまふ事ハたとひ大きなる害のありとも
かまへなくまげて之をうけ給へべし第一の父母の命とて
よからぬ事ましまさバ其ちくしやうのわざをなさしめ
とゞまりかねまじく父母の心にそむかざるやうに父母の
命にしたがひいさむるゆへ人ことはりをしらする子なれ
バまことの孝なりとしりたまふよかるべき時や

第六　子の父母につかへまつる事

一　とかくそ父母の身のうへにあやまちもあらバ
気をつけてこころづかひ申さるべし声をやはらか
にしてつゝしみもうしあげ中々へたまひける時ハ
しづかに屋敷をたちまはりはなしてよろこぶ
機嫌をとりなほしそれより又つゝしみ申しおびた

まづ[illegible]父母の恩[illegible]と世をふかきうをんしら
ぱつ[illegible]いさ[illegible]く父母いうりうこゞしてあ
擬しまつふことをずこしとめこうむるまま
ず[illegible]やまひとれ[illegible]者とつ[illegible]きり
又[illegible]人の子弟[illegible]りのいたゞひ兄[illegible]
分[illegible]りたこと[illegible]とたのもで父兄親族[illegible]
おこ[illegible]ふまあるべ[illegible]
又[illegible]人のよ[illegible]ふものは[illegible]
[illegible]時[illegible]たいうん[illegible]
[illegible]多人[illegible]書[illegible]
きこ[illegible]

ひ[illegible]のさ[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]

第七　父母舅姑病ふ時のまま

一とゝ[illegible]父母舅姑やまひあるに[illegible]
[illegible]
合[illegible]
ら[illegible]やうのあ[illegible]
[illegible]家[illegible]
[illegible]人[illegible]

金をほしくおもふは。平生のたしなむべきことなり
又子の父母につかふるに。父母の愛をほしくお
もふばかりを愛し。父母のいやしむところをば
いやしむやうにあるべし。このこゝろなくば孝和をと
ぐべきにあらずや。今をもひてしるべし
又子の父母につかふるには。たゞ其心をたのしまし
むるを第一とすべし。耳目をよろこばしめ
て寝所をしづかにし。飲食をよくすべし
かやうにつとめたる子はたのしみをしり。さかえの
ためにはおのづからうやまはれ。はなはだよし

第八 子の嫁を孝行につかふる事

一 およそ嫁よめのつとめは。孝をもて夫につかふるに
まさる事なし。夫婦の中よりことおこりて
父母の家をさることあり。又よめのこゝろあしく
ざるによりてさるもあり。ちうかうのこゝろ
は離別すべし。不孝なるはことさらなり
いづれにても子はおやの嫁のみなれとも
いれざるは離別のもとなり。子は父母の気に
いらざる嫁は子のこのむといふとも
さりて其親のいふにまかせて一代離別する
ことあるべからざるなり

第九 男女内外の差別の事

一 およそ家をつくるにハ内外をわかち門戸を堅
固にして同じ井をくまず湯殿雪隠を別にし
つくり男ハ外の事を務て女は内の事をさへ
つくひ男子たるものは家をかけず内室にいらず
婦人ハみだりに家をいでず婦人ハ家にありて内
室をおさむるにハ面をあらハさず男子にまみへ
ず長袖なども女の雑役なすべからず外にある事を
きかばしてハ何事も内室へハ入らずしてきく
に用事あるときハ婦人みづから出て内室をきく事
なし又ハ袖をもて面をかくし女の婦にあひ
内室と外とのへだてをおもふべし内室とおもてとの間にハ面とおれ
外の事ハ細きものまでも女にまかせずして下のおく
一子孫のすゑの内ハ内室のつかひなどとつてむかふよ
りかへりまで学室中なくびよ料理の間
などへハ入らず男子をさきとし毎日朝夕
営きのうち見舞してねがふとものを絵
学者をくぐるにハ家をたつべし金中りそ営
ありおかるれハ馬にもをりて礼をなすべし
又云金中りて搢の礼をなしくるれハ立て杖
うるようなる卿にすへし外孫の礼をなしくるを
きハ立ながらけいよかうんとしへつま

第十　子のそだてやうの事

一子まれなく乳母をとりむすめたる乳母乃人
くち伝入乃ようさのことをえらび始て乳母よりぐち
をれハ其乳母乃低ハ乃ちくのことをあらぐたち
そぐつまの物ハ絶まで乳母をいくくわくふ
ふりの世ぞやう屋く食をとりをれハ衣のまふ
ハ子をとりたてをれハ様をとりあのようをとり
屋やう屋くものつかをれハ人乃名をとりびとハ父母
兄弟のうやまひをとりてハ屋やく名をとり
くをれハ其名のまをとうやまふまをとりゆ
屋ゝ其名初乃ようけをとりぐちハはよ

を名をとりくをとりゆゝ六歳よりなをとりを数書
名を方角ハ名をとりゝ男子ハ名をとりを世女
子ハ名をの女子細をとりゆゝ七歳ハ
ハ男子女子ハ席をハ方をハ
食をとりゝ男女先よりゝ先て名経論をとり
すゝ八歳ハ男子と孫子とをハ
寝をくをとりを食をとりをハ
ハ門戸ハ入ハ座をとりつゝ食をとりを
らゝ名をとりつゝ名をとりゝ問解ハの作
をくとりゝ男子ハ尚書をとり海世女子
ハ周易をとりゝ九歳ハ男子ハ孝

秋ありひよ史紀の新とうゑ一免。編報と
て綱程とさく勢。女子ろうハ編紙序綱列女
傳をごと義おくまゝ乃綱程をさくしゝ。
家わして男子ハ彼ふゝやるて所面とる。
結紙礼紀とゝ海を。所面ゝ子ゝ代ふ出ゝ
乃乃と義きゝ方めくゝこれるとらはよ面子番
ゝ楊子なゝをうゝびろく結書をも乃ゝ
ゝり。とうゝうむ書紀ゝ一部乃ゝろうく
約番のゝろゝをゝひくゝゝを。兵湯の乃ゝ
平免乃書ろうあゝゝと所面ゝれをゝる。免
そゝつゝた乃せくゝゝんゝと海ようゝへゝゝゝゝ結

書ゝと乃ゝくゝ大ゝゝ綱程ゝり面ゝゝそのゝろ綱学ゝと
を学ゝゝゝ女子ゝゝハ系わふゝてゝものゝゝゝゝゝゝゝ
やゝゝをゝへゝ又歳ぬひ紡績せんだくゝゝゝのゝ
并ゝ料程とゝゝへ男女いまゝ冠ゝ乃并せゝ
ふゝハおけゝのゝよゝゝゝて髪をゆひ面とあひ
て義乃ゝまゝゝ乃ゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝ
ゝとけ。家紀ゝりあゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝ
ゝゝび結ゝれゝて紀ハ海合乃新を結
ゝゝんげゝ考ゝ乃ゝ紀ハゝゝひをゝゝゝゝふんゝゝ
考ゝとハ云ゝゝゝれハゝゝゝひ初めゝりゝと
とりゝゝゝ海ゝむゝゝゝゝ人乃組法

一　第十一　男女は主人の毎旦勤の事
閑静の寝所の主人男女ともに鶏のなくと起
まかりて顔をあらひ髪をゆひ手水をつかひ衣
服して座敷をはらひてむきの座しき掃
除し下部の者にハ庭などを掃せ女は閨室を
掃き椅子卓子のちりをはらひ書物を整
へて置べし主人の起給ふを待主人出給
ひたまはぬさき座をかたげ帰りをまちその
さかりひまあらバ人にものゝ本をよむ
乃用意をして置べし給仕ハ衣裳を
改めて大方ハびわをぬひ主人のと

さぶらひてあさしのとをふし料をまさば
よく座をとり掃き出して寝させ屋の
うちハ閑静に寝ておき主人の前をまもる
ひそく法度とはしむ
又云女の侍者ハ我より年重きりのものを
称ひハ婦しよびあるむハ老とし云ひてよ
まとめて侍者あるそひまある時ハ主婦を
ふれてかゝるりはりしむよやまざる事ハ
打掛し無理と云ものと物がゝりバ一人ハや
先どを一人やまざるときハはやまさものぞ
はべし

又云はくこの事云人伝わりて作らるる者
をつぐものとばを給ふ接物をかぶりて
らく髪平常以下家内乃ままとりくさづくたば
こをしるすりつのりわざむきてをんよそむき
我をそおるひぬをしおるひいを人の威
勢をかりて指揚とりぶとるいづくろすす
ものとばをひあをへさあり
又云女子乃事云人手屋やくたけくいと面
とりぬものとばひまうとやつもぶくをしあ
をとやるるものとばを人をうの添りつけくを
らく世ぶりはとたくきりとりとひ和歌の中

と絵をするものとばをおるひあをえ
とわるひ、枝博なるをおるひ道んをぐわ
ふものとばをひあをへきあり
廿二 家内和合の事
一 柳用仲塗をを人のつる八我ををの家を
をしるまを。ををををして義あり。朝日子
ゆるみは子第婦女ををふちく礼をを
しねしをりくをとわげ面をたまて我え
をの刑戒ををくふををいまをををへて
ゆ。人家乃をを事云義をわるるをれ
したぐ婦をめをりく内人作人を女婦よるる

ちこのこゝろ男ちうつけものとなん。
まづことゝもこゝろひこぢにはよそうつまあひく俗か
ふんとりこゝろしてさうくとして元年と不
わよかし。家とうら後ゝりおれ歌のやう
うたちまいみかめかう婦人のうたかまり。
みちこれ別氣なるものを扱りあるくれを。
婦人よ後どいきわるものいたくかしめかるし
ふのまわりやこゝろ子婦はこゝどとやて元
つゝどきつくしこゝろそれて一をわそうびを
ちうも家の事とかこゝ。これかうして祈家
ぐ家ぃまにつうかうぞ歌をこゝおう後を

ふこゝとゝなうつくしこゝ人つを
第十三　婦人よこ後の道わうます
一孔子のみちまこふぃ婦人八一生をまうせふのふ
ふゆ人ぃ。我ましに家のうまゝ。こ後のたわ
つを。家よおうこゝは父よたゝびへよゆこてを
支うたゝびこゝ人ぃと新ていうたうたゝびを
きしも自由ふこゝ。ぼ後とこゝうこて
も國つうこゝ人ぃ。ぼあしたゝびたゝ後
ふゆこゝ人ぃ。ぼこゝとつひ付るあを。このゆ人。毎
人ぃ國ぃのうたうて日とこゝう。新ぼの妻あ
ふそこゝも一家ともあるこゝ人ぃ。ひよゆます

あり。結ぶんの方まうくべよ。海ぐ
りうそくもぞうくのうるどくとうくんくけその
らめぞくどくもいひうにぐ。至りうらも庭みは
うあくあそうぐ。和は家のくらくても婦
とうくてゆくぐ。めをくくくを海まぐ。婦人
の徳と言ふいくれうりくのくまくを
第十四 ものめくくぬをぶわうまま
一 宣遠たうふの方をば弱らぐ。倫のぐを
くくあの方をはめくくぐ。刑りわくまうふ
ふの方をはめくくぐ。代くわくきやもひわくを
ぢのをばやくくぐ。父うをくまて年くけを

ふをはめくくぐ。儀式の法ふ或人の
くぐ。父をくをふ方をめくくぬをぶ
きむとあの法よ姉をぶまをとを海ぐくをん
倫もくれをくぐひく。ぞりくわくぐくくを
言ていくく先倫を氏くを人の母をくみはその
母のくくをくあくぬめくりてくうくまぐくを
あり。大抵は法よめくくぐくをいぞ勇よれくめ
をくくの方ふ四道のくくを門をくをふまあり。
との世の法氏ふ母をくをひくまを。
あんぐのやうのまくとを色をんやぐよまづんて
乃くくをいのくふ冥乃家の世はをを姉をくを

わるものをさうしてつま

第十六　婦人のものの浄穢

あるふまい

一婦人ときにものの浄穢あり一ハ父母ようたうつぎ
ふとばたこ二ハ夫ときにこもは産乳ちう
とばたこ三ハ夫ときにこもは産乳ちう
まひあるとは六ハ夫たるとはこもりう
ものとものとばたこ夫ときにこもの
行もつくハぬるときは世絶の絶るゆゑ
あるときやまひあるときハ先祖のまつりを相
堂にまつるまつりごとゆゑまつれとをさ

二つの祝儀ときつきがしこ海ごとすまこ世
つぎのくたのまつりふつくしかやうのこれ
いこ月の祝儀ハ月ハ月ハ月ハ月ハ月ハ月ハ
まとうこはこひこさーこうこつぎこうこの
ざう汚穢あり一ハ婦人の父兄を
りてのちハ父ときこれいこ
ど二ハ男姑ハ
こ喪ときこ
りハ
留
十六　家ときこ

一嫡々相継といふハ其家を継ぐ九代の君。それ
神武帝よりいまにいたるまで一系にて。易姓の代変の
代りかハる事なき徳とおもひまつり。唐の代
廟迹を中小なる家といへども泰山と云
の如くなるハ君が本なり。嫡々相続ハ公家よ源
尊き事これ嫡継とめして代々親々兄弟あるにそ
別とひとかへり。嫡継すぐなるとをも恩乃字を
百なりまはる事てこれをそてまつり。あらはれ親
族にわかれまする早初なるもの八竜なる兄弟
家今以下秋とぶかせぬまでとでする家
のもの早初のもの礼節以下とくもののやうにの

とつらだひょいつそぎとりてわたくしひらゆるあり。
そしらくみずむかれ怨恨をもちるべき家内に
嘆かりとて我子といふに分
第十七嫡家の系の継をる事
一嫡着己るさ三千家以よりよくとよいふ。父の家
并に無服の親戚の又同家此ものの後の遠
さくもの家なり長家とのまゆりも十歳以上
のかを云兄同家乃若なり欽家とのまうを年
とおほす家たりとも此ひとつと云とのまうを
とぞ年間しとぞひとをは年をとりとってまで
あり。廿歳とのまうも十歳以下此ものを云

幼名とのまうすこと二千余年以下うちまうすこと

廿十八 相見

一 礼見 礼乃ようこわりの事

朝日すわうの礼とこと。ようの稼乃こと八久しくを

わく御うけうの名をきく〳〵ゆうこと。すうこと。

乃名事こと。一月ようのあなたのうこびあり〳〵父母

ちうそ乃日〳〵。こふ祝祭こと。よりを賀

事わうく乃名をとめうこと。ぬれとこひうこと

人のうこと。無事わうけ乃名事こと。

御をかう乃名をうこと。○惣乃礼乃

外うこわ乃日一ようの候間こと。くわうあう

ふひ八宿〳〵の方（乃名をこと。ようの宣敵こと。

わうひ八術祭事。ようひ八拙こうひ。

祭ふうあ事わうる（乃名をこと。こわ中ハ白事

こと。ハ仏ようこと。ぬ仏教こと。そのまを功

者うこうひこと。ぬ供給こと八改勢こと

ま。八書籍乃こと。こさ八ぬんこと表ま。

名乃ふ。ぬこと。ぬ稼乃こと。ハ明事わうく

ぬふこと。こうひ。ハ明事わうく

づこのまへ乃名事こと

第十九 徒弟こうの事

一 幼わうる長の方八。礼乃日宣稼乃祭

賀の礼みな衣冠して名帛をもち自身参る
ものなり。さてそののち官女の礼と申すあり。遠見の
礼ともいふ。これは衣冠にてうかゞひ、是は女の紙をもて
名帛にしるし、揖礼を行ひ、ふかくよび名紙を
まいらせ、次の間にて見申しける。若し少幼の者
へは若君の御まへ、少幼の見参とうけたまはる。礼は何れも
これは蔵前家来などに若君女性と称して
子弟とやつして礼をいたし、うかゞひ申すは、少年にて
も敬ひなさるゝ事ありなど為すが為也。何に
ふかく又若君の御まへ、少幼なる見参をとうしては
いつれも蔵前家来より名代作をもって自身

ゆへそれ礼とはいへども。さすが舅姑の親のごとく心得
名帖をもつて。弟子子弟とやつして礼といふを。又さ
時によりて自身参るべし。どうぞ参るもの
なりとみな幼きはすへ参るには。幼の衣服
殿をはかるなり。○敵たちたがひにお待遠すべし。常
様にさへらぬもしの事なるべきは。おうかゞひは幸留
とやうにおうかゞひへとやうなりし。○先礼とすぞ礼
にかゝるべき時にあはせてうかゞはるへとて
そうけといへ下おうかゞひは礼より何にあはせて大
女大事なしのこれは常に尤方にわたへとやうなり
礼ありまするとしんの事さあるを

第二十 名帖の書やうの事

一 名紙 ちやうかのおんなる書ぬす人これを用也
白紙を一幅宛ふして。そく〳〵名字姓名を
ねんごろに書つけたるもの也。仍てあらひは儒
生学生卿士と申せし者をあらひは万材相伝
すべく書なり。○名帖 談合にはこれをもちる。切
紙一まいにしてさうへよ名前をもて。あるひは
職とあるひは官名としるして其ゆへさやうに書なり。
あるひは姓名のより左名といふ事をなどもあるひ
ひは名乃名とを書なりとも乃世れいありしとき
切紙なりを書てもしぬるべし事也

第廿一 鞭(むち)を掛る事并(ならびに)鐙の事

一 見ぐる長に打かふてさつけて馬よりおりてかよ給
て乗ほどなるを云。主人へおくむくべきつけよりお
揖して後への人へ子をさして揖をあとに門を出べし。
主人差の付は揖してあがるにおよび主人こいなそ
るよの上にいそれば。三度揖ぬる也。その座
うちより上にいて揖してあがるを。右門を
ぞくるありのべし。揖ぬとされたる色是非と
りへことにいふにてるよのべし。○見ぬ銘の
門取りてとのよ馬よりおりてむくもとしておんるひと
かざしるゆへのかさりに。主人へむくむくまで

とれば、つゝまわりくおとこに揖してもとの人
をしゐ、ゐまつれば、落下みくるまのうしろ
家、続めして乃舞、ときは、主人門おまで
ゐうへ。○見せ、ぶんぶん下はうるものゆ
まさうしへとやつもぶんなひとゝ門のうしろ
て馬ゐ切りてうしろへありぶへるとき、落下
ゐとゝゐのゐ地○禮節とゝて新参ゐの
ゐ乃舞ゐれば門ゐへくる主人の今ゐ付ゐ又ハ用
ゐわるれとゝゐ。てぶけふゐくゝれる
業間とゝゐしぶの後のあと神ゐへたつゝく後。
又ハゐうへぶゐ月ゐりて行ゐ付ゐ音列ゐるゝ

○とゝうへ人のゐ人乃舞てゐるれ主人揖後おハ
つゝて解ゐゐとゝあとれハうゐゐ。
主人乃舞乃うへゐるうゐ八月ゐ中ゐ稚
ゐへぶへうゐとゝぶゐ初ゐ人ゐ接初ゐ
ゐ列ゐうへゐゐ。揖ゐは揖とゐ乃舞
礼とゝうふゐゐゐ。

中芸　迎礼乃事

一ゐ長　ゐ右の長ゐとゝくとれハ初のもの
ゐ冠ゐて行へ。ゐ右門初て馬ゐとゝ。
わうひハ続行て長ゐふゝれぶ舟一ゐく主人
ぶゐ乗ゐて門ゐうへのりゐ初ゐ

られいを申しかへてむかへてぞうかんの
しやうぞくをうけくるふのを流行め
てうへ家をれば大門のあまで送るあり。客を揚
をかるれいをうけてひりく。きく行ん
をれ門うへへをもて○新吉原事角をやく。新冠
をうへ。新造乃あく。客うへ入ばとてを
人庭まであむかひ。くうちへうのもあうへ家時は
るうの家をうまで送るべしどうそむへ送
ひ申家ばべ家
いうをうりをあり
第十三 祥揖の礼乃事

一見る安。礼乃家ハ雪乃ハ揖をして。揖乃
いせ者一引ひあるべ初をも一引よあんで。ぜん
あちんまをとうをゆうてのうを家をもべし。
家ゆうをねをさいをねをしてべをよねをんう
とうくゆうをうれいをねをしゆうをさぬ時は
揖してうりをべし。をへうわよををかの時を
祥俗をして揖して座をへ。見新吉礼乃
すうをれいをねし。雪乃をうれは揖をうれて
○見せ者。礼乃よをうちふねをとうの時は
者をる祥をべし雪乃よをへをれよねすう時は
家祥してをむへ。○芸者をる乃乃の初さ

みはひざゆづきてたちくべし。わがかくみ弦かは
ひざゆづきたまはゞ弓の末はどに前をおし
あてる也。弦よりひと結して弓折たふてにハ
弓を廿弓にあてる也。まへ有ゆるかうに
ところはちかくこれをうけとも弓ゆるきにはひざ
まづきてこれをたちくべし。たちくとは続くより
てあるひは左をとりそへてこしかるへし也

弓并笠執乃事

一 遇ニある時尊長とよりそひ弓を左の手にもちて右の手に
あるひはちかくよりて揖しべし。弓をもちてひちひう
あたまはりてもへのつかぬとたちのかたはら

ちかくよる時乃ちかく右の方ニ揖してゆくべし弓
ひたりとひょろひのうへくるもふわかとしてハやさ
へかくまゝくべし。かうてそふてむかふにハ馬より折りく
人のうへこふ左ざもふわかさるにハるとものうき
いて小左く揖して右ふくふかしよ馬ぐぶ
とのまゝ続けて兩馬よの重ふなれども
かくれなくべしかゝう多みぬよれハことわり家
たまへてとつふべしの重ゐつて弓と続く
あうかりいまくよるま下馬としてるのあえしくる
揖もべし。又かくまはるとのしぬるもとを弓か
てるふのるべし。弓にそふりてある長ちかよるかり

はせてつかまつる。○過誤者たがひをかすのこと。たがひをかすのこと。たがひをかすのこと。
揖してとをるよ。ひとの手流れよりてうしろ
ゆくこと。はるかにとをりく揖しるべしとき
うるにのるべし。○過失者たがひをかす馬にく
ばせうの下おりてとをるべし。あるひは馬にく
すべし。外者法のうちにてうしろ揖
つまて揖すべし。初手ふみ揖すべし
貴人、諸侯に礼の事
一諸侯に会する所、礼を揖義よ諸侯とる時は自分

りくだりなすべしとのらひて面様ゆへ
とうく同じくとをるは礼をとべし。もしも無用
と辞する時やもしべし。同じくとをるは自の名
をくるを礼をとべし。しかるを無礼なる
しておひとをむかへ晩あるひは自分より
はかいはへるべし。ある人をとよ
ばとをるべし。他の人をとよ
ばとをるべし。○名誉礼
詩をとをるべし。書をとをるべし。
とやるべし。○社会礼
大勢ある時は同じくとをるべし。
ある人は礼をとべし。

ゆる日はゆるゆる礼をなすべし。主人(あるじ)重く礼(れい)をなすべし。
とゆるすべし。礼(れい)は多(おほ)くとやうとそ礼(れい)をなすべし。○勅諭
ありて。ちゝ兄(あに)ゆるすべし。揖(ゆう)して礼(れい)をなす
ゆる人をやるべし。○勅(ちよく)ありて。ちゝ兄(あに)そこ。ゆるすべし。
ゆる時は礼をなすゆる日はゆるゆる礼をなすゆる地

中世(ちうせい)　遠信(えんしん)　廊(ろう)の事

一　殿舎(でんしや)とうそ殿舎(でんしや)人(ひと)なるべし。年(とし)
沙弟(しやてい)とうそ殿舎(でんしや)ふ親(しん)ある時は
別(べつ)屋(おく)をまうけ。ゆるす。絶(たえ)ぬる人(ひと)ゆるす。爵(しやく)の
ある人(ひと)のこれ。ゆるすべし。爵(しやく)なくば。
ゆるすべし。ゆるすべし。

ゆる。ある時は。年(とし)沙弟(しやてい)ゆるすべし。御人(ごにん)は同(おなじ)
同(おなじ)所(ところ)の人(ひと)とゆるす。○尊(そん)卑(ひ)　ゆるすべし。
ちゝと上(うへ)ゆるすべし。ゆるすべし。
ゆる人(ひと)ゆるす。ゆるす。
かまへて。ゆるすべし。ゆるすべし。
ゆるすべし。ゆるすべし。ゆるすべし。

中世(ちうせい)　狀(じやう)　礼(れい)の事

一　雜集(ざつしう)とうそ。ゆるすべし。ゆるすべし。
事。席(せき)ゆるすべし。ゆるすべし。
卑子(ひし)とうそ。極(ごく)ゆるすべし。
ゆるす。ゆるすべし。ゆるすべし。

席をとり、卓をよこたへ、あるいは、ちゃくあるいは、ひとつ
を又席をとり、ごとに卓をもうけ、あるいは、ひとつの卓ふたつ
あるいは、三人、四人、をとりくもちごとにとりのべ、稚児
とともに、三人、すぎおりに卓をのこすべき
自然酒宴をとりくはるとき、酒宴を執事は
あらかじめ、肴をとりくはるとき、あるいは、ひとつの卓
をもうけ、卓をのこすべき、あるいは、ふたつ、みつ、
卓をもうけ、卓をのこすべき、あるいは、三人、四人、
とりどりに、むかひ、をもむきて、酒をとり
はへ、こもうけ、こまうけ、をこなうべし、
つねに、整をうるはしくすべし。

若輩、ことに酒をすすめ
いとまを、給仕三人、一たびひまをおりくぶみ、
をもてなすべし、稚児、三人、卓をのこすべき
て、卓をのこす。酒宴をとりくはるとき、酒宴
と執事は、ぶつをとりくはるとき、
ひとつ、三人、うけくに、卓をもうけ、
しかるべき、酒をとりくはるとき、ひとつ
つ、三人、これをのこすべし。
たびひとつ、おりくに、整をうるはしくす。
付くに、献盃、賛、あるいは、
献盃一度は、稚児をとりて、稚児をとりて、三人、

酒宴とりあつめて。ぜんぜんかんぜんの歌
ぞ。[illegible]とりくさぐさとけく[illegible]
者。その〳〵席のおのゝ主人なるもの〳〵
賓客をすゝめ。[illegible]
さん。[illegible]宴を稱して[illegible]
きこゝろくこゝろわたの[illegible]
つゝて[illegible]
[illegible]礼の[illegible]合[illegible]
[illegible]とりつゞけ。
[illegible]祥[illegible]
[illegible]
[illegible]

たゞこゝろのこゝろよゝとたつとき也。主人稱する時は
[illegible]礼の[illegible]ふ場[illegible]
[illegible]
なり風俗[illegible]
[illegible]

廿七八　[illegible]の稱乃事

一[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]

かへるべし。あるいは馬をとりぶそくにて
遠方のものゝふをもつて馬のまとつてとゝにぞ
つゝ。乃ちとうふ行くく撰をべし。ゆの詞をあつて
ちゝりて撰し。若労をとゝひはりくもんをゝ
りきにんゝ行ゝくとつゝ。一ゝ乃ちはゝ
乃年のゝあるひいきにぞちぞあるひいをくれて
あるゝちゝ先ゝよりゝ。ゝ庵うゝ。ゝをはりゝ
もんぐ。懸ゝ。ゝをゝ撰へゝ。ゝさいゝをゝ
きゝとゝゝゝべし。一里ゝゝ。詞ゝゝ
すゝゝゝゝゝ。ゝゝゝ。ゝゝ
へきゝゝゝ。ゝゝ撰するゝ

たゞ先のゝゝ。酒をゝゝゝゝゝゝ。酒
をきけはゝ。ゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝ
ひめゝゝ。ゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝ
ゝ。ゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝ

寛政九　慶弔礼の事

一慶賀　吉事あるゝ付ハ祝をとゝゝゝゝ
ゝりゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝ
ゝ。ゝ礼ハゝゝゝゝゝゝゝゝ
ゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝ
物あるゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝ

喪葬　水火の難ゝゝゝゝゝゝゝ

弔喪此書には喪礼の篇あり見合すべし

一 附三条 献遺の礼の事

献物進上に蔵長乃まへ献ずる事は目録をもって献ずべし饌を進むならばよくよく吟味すべし○書翰に書留ととのへ庭のべし未進の饌議あれはやむべし○去ぬお手がるはひはやまのぼりおもひ切事あるべき也

寛文七年丁未孟春吉辰 執筆民安氏

寺町通和泉式部前

大和田九左衛門開板